

行政手続法適用

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

処 分 名		改葬の許可		
根拠例規及び条項		墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号） 第 5 条 第 1 項		
所 管 部 課 名		環境文化部 環境課		
審 査 基 準	関係法令等及 び条項	墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年七月十三日厚生省 令第二十四号） 第二条		
	基 準	墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和二十三年七月十三日厚生省令第二十四 号） 第二条の規定による申請書の提出による。 第二条 法第五条第一項の規定により、市町村長の改葬の許可を受けようとする 者は、次の事項を記載した申請書を、同条第二項に規定する市町村長に提出しな ければならない。 一 死亡者の本籍、住所、氏名及び性別（死産の場合は、父母の本籍、住所及び 氏名） 二 死亡年月日（死産の場合は、分べん年月日） 三 埋葬又は火葬の場所 四 埋葬又は火葬の年月日 五 改葬の理由 六 改葬の場所 七 申請者の住所、氏名、死亡者との続柄及び墓地使用者又は焼骨収蔵委託者（以 下「墓地使用者等」という。）との関係 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一 墓地又は納骨堂（以下「墓地等」という。）の管理者の作成した埋葬若しくは 埋蔵又は収蔵の事実を証する書面（これにより難い特別の事情のある場合にあつ ては、市町村長が必要と認めるこれに準ずる書面） 二 墓地使用者等以外の者にあつては、墓地使用者等の改葬についての承諾書又 はこれに対抗することができる裁判の謄本 三 その他市町村長が特に必要と認める書類		
	設定年月日	平成 24 年 7 月 25 日	最終変更年月日	
標 準 処 理 期 間	標準処理期間	総日数 ～ 7 日程度（注：休日は含まない。）		
	内 訳	経由機関 日（機関名 ） 協議機関 日（機関名 ） 処分期間 7 日		
	設定年月日	平成 24 年 7 月 25 日	最終変更年月日	
備 考				